労働紛争の新規申請は10件 昨年から減少

~令和5年 京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について~

令和6年2月21日京都府労働委員会事務局

京都府労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関であり、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成の特色を生かして、中立・公正な立場で労使紛争の早期解決に当たっています。

この度、令和5年1月から12月までの期間の京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について、次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

▶ 労働紛争取扱状況

【申請事件の概要】

- ・新規申請は10件。昨年に比べ減少したが、その内訳は、個別労働関係紛争は8件と前年並みである一方で、労働争議は前年の6件から2件へ減少した。
- ・令和2年以降件数の増加がみられたが、落ち着いてきたとみられる。

区分	年		係属事件	終結事件	次年繰越	
	+	前年繰越 新規申請 計		がくがロサイナ	八十派巡	
	5	2	10	12	11	1
	4	8	15	23	21	2
合計	3	6	22	28	20	8
	2	2	24	26	20	6
	31・元	_	11	11	9	2
	5	1	2	3	3	_
兴爲仝≓	4	_	6	6	5	1
労働争議 (集団)	3	_	6	6	6	_
(未四)	2	1	3	4	4	_
	31・元	_	2	2	1	1
	5	1	8	9	8	1
個別労働	4	8	9	17	16	1
関係紛争	3	6	16	22	14	8
	2	1	21	22	16	6
	31・元	_	9	9	8	1



【労働争議の調整】(労働組合と使用者の間の紛争)

- ・係属事件3件のうち新規申請は2件で、いずれも、組合員数が201~500人規模の労働組合からの争議であった。
- ・調整事項をみると、賃金割増、一時金などの賃金等が2件、団体交渉の促進に関するものが2件であった。
 - (注) 申請には複数の調整事項が含まれるため、事項別件数の計と申請件数とは一致しない。

【個別労働関係紛争のあっせん】(個々の労働者と事業主の間の紛争)

- ・新規申請の8件は、いずれも労働者側からのあっせん申請であった。
- ・あっせん事項別でみると、解雇の撤回など経営又は人事に関するものが5件、パワハラなどの職場の人間関係が3件、退職金など賃金に関するものが1件であった。
 - (注) 申請には複数のあっせん事項が含まれるため、事項別件数の計と申請件数とは一致しない。
- (参考) あっせん…当事者間での自主的な解決が困難となった場合に、中立・公正のあっせん員が労使の間に入って話合いによる解決をサポートする制度

【事前相談件数の概要】

- ・京都府労働委員会では、個別労働関係紛争に係る労働相談を受け付けている。
- ・相談件数は159件で、令和2年に増加して以降、同水準が継続している。
- ・相談内容は、職場の人間関係が64件、雇止めや解雇等雇用に関するものが37件等となっている。職場の人間関係は、項目ができた令和2年以降最多となった。

(単位:件)

年	31・元	2	3	4	5
相談件数	120	163	163	167	159

【不当労働行為事件の審査】(労働組合法に基づく不当労働行為の救済申立に対する審査)

- ・新規申立ては3件で、前年からの繰越を含め4件が係属
- ・うち1件が棄却で終結し、3件が係属中

(単位:件)

		係属事件			終結事件					次年
区分	年	前 年	新 規	計	命	令	和解	取下げ	計	繰越
		繰 越	申立て	ΠĪ	救 済	棄却	个口户牛	AX I' ()	ΠI	派及
	5	1	3	4	_	1	ı	-	1	3
不当労働行	4	3	-	3	1	_	1	_	2	1
為事件の審	3	3	2	5	1	-	1	-	2	3
査	2	2	2	4	1	-	1	_	1	3
	31·元	4	2	6	1	1	2	_	4	2

(単位:回)

区分	年	調査	審問	合 議	和解	計
不当労働行 為事件の調 査・審問等 実施回数	5	6	2	4	7	19
	4	5	1	5	12	23
	3	12	2	5	19	38
	2	4	5	2	7	18
	31.元	6	4	6	11	27